

監理団体の業務の運営に関する規定

制定日：令和 7 年 8 月 13 日

監理団体名：T3 建設事業協同組合

代表者名：代表理事 阿部 佳介

本規定は、技能実習制度および特定技能制度に基づき、当団体が適正かつ円滑な業務運営を行うための基本方針を定めたものです。

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

本規定は、当監理団体が技能実習制度および特定技能制度に基づき、適正かつ円滑な業務運営を行うための基本方針および手続を定め、外国人労働者の保護と制度の信頼性向上を図ることを目的とする。

第 2 条（法令遵守）

当団体は、技能実習法、入管法、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、監理業務を誠実に遂行する。

第 3 条（定義）

本規定において「監理業務」とは、技能実習生および特定技能外国人の受入れに関する監理、指導、支援、報告等の一連の業務を指す。

第 2 章 業務の範囲

第 4 条（監理業務の内容）

当団体が行う監理業務は以下の通りとする：

1. 実習実施者への定期的な訪問指導（原則 3 ヶ月に 1 回以上）
2. 技能実習計画の作成支援および適正性の確認
3. 外国人技能実習生への生活支援、相談対応
4. 不正行為の防止および早期発見のための監査
5. OTIT への報告および必要書類の提出
6. 特定技能外国人に関する支援計画の確認・助言
7. 実習生・特定技能者の母国語による相談対応体制の整備

第3章 業務の実施体制

第5条（責任者の配置）

監理業務の責任者として、監理責任者を1名以上配置し、業務の統括を行う。

第6条（職員の教育）

監理業務に従事する職員に対して、制度理解、法令遵守、倫理教育、ハラスメント防止等の研修を定期的実施する。

第7条（外部専門家の活用）

必要に応じて、社会保険労務士、行政書士、通訳者等の外部専門家を活用し、業務の質の向上を図る。

第4章 苦情・相談対応

第8条（相談窓口の設置）

当団体は、外国人技能実習生および特定技能外国人からの苦情・相談に対応するため、母国語対応可能な相談窓口を設置する。

第9条（対応方法）

相談内容は記録し、必要に応じて関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応する。相談者のプライバシーは厳守する。

第5章 記録・報告・情報公開

第10条（記録の作成・保存）

監理業務に関する記録（訪問記録、相談対応記録、監査報告等）は、電子または紙媒体で作成し、5年間保存する。

第11条（報告義務）

OTIT、法務省、出入国在留管理庁等の関係機関への報告は、法令に基づき適切に行う。

第12条（情報公開）

本規定は、監理団体の業務運営の透明性を確保するため、当団体の公式ウェブサイトに掲載するものとする。

第6章 コンプライアンスと業務改善

第13条（不正防止）

当団体は、制度の趣旨に反する不正行為（名義貸し、賃金未払、過重労働等）を防止する

ため、内部監査体制を整備する。

第 14 条（内部通報制度）

職員および関係者が不正を発見した場合、匿名で通報できる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図る。

第 15 条（業務改善）

監理業務の質の向上を図るため、定期的に業務内容の見直し、改善提案の収集、外部評価の導入を行う。

第 7 章 附則

第 16 条（改定）

本規定は、必要に応じて改定することができる。改定があった場合は速やかに HP 上で告知する。